

【別紙】富山県の修学支援に係る制度について

全：全日制、定：定時制、通：通信制、専：専攻科

制度の名称	対象	貸与・給付等の別	金額	貸与・給付資格	申請時期	担当課 (お問合せ先)
就学支援金	高校生(全・定・通)	給付(学校設置者が本人に代わって受け取り授業料に充てる。)	(県立) 授業料額相当(年額118,800円)	課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額<304,200円(年収目安910万円)	入学後	教育委員会 県立学校課 (076-444-3448)
	高校生(全・定・通) 専修学校生(高等課程)		(私立) 授業料額相当(年額118,800円又は396,000円)	課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額<304,200円(年収目安910万円)又は154,500円(年収目安590万円)	入学後	経営管理部 学術振興課 (076-444-3159)
奨学のための給付金	高校生(全・定・通・専) 高等専門学校生 専修学校生(高等課程)	給付	(国公立) 年額:生活保護世帯:32,300円。非課税世帯(全・定):117,100円又は143,700円。(通・専):50,500円	非課税世帯(家計が急変した場合も含む。)、もしくは生活保護(生業扶助)受給世帯であること。親権者、主たる生計維持者が富山県に住所を有すること	6～9月	教育委員会 県立学校課 (076-444-3448)
			(私立) 年額:生活保護世帯:52,600円。非課税世帯(全・定):137,600円又は152,000円。非課税世帯(通・専):52,100円		7月～9月中旬	経営管理部 学術振興課 (076-444-3159)
授業料等減免	高校生(全・定・通・専)	減免	(県立) 授業料額相当	家計急変世帯等(就学支援金及び専攻科修学支援金認定者を除く。)	入学後随時	教育委員会 県立学校課 (076-444-3448)
	高校生(全)	給付	(私立) 授業料額相当(年額79,200円)	非課税世帯及び課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額が154,500円(年収目安590万円)以上304,200円(年収目安910万円)未満	4月～10月	経営管理部 学術振興課 (076-444-3159)
	小・中学生(全)	給付	(私立) 授業料額相当(年額336,000円)	入学後の家計急変により、急変後の1年間における年収見込が400万円未満相当であること	6月～10月	経営管理部 学術振興課 (076-444-3159)
入学料減免	高校生(全)	給付	(私立) 124,350円	非課税世帯及び課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額が154,500円(年収目安590万円)未満の多子世帯	7月～10月	経営管理部 学術振興課 (076-444-3159)
富山県奨学資金	高校生(全・定・通・専) 専修学校生(高等課程)	貸与 (利子なし)	(国公立・自宅通学) 月額18,000円	保護者等が富山県内に居住していること、修学意欲がありながら、経済的理由により、修学が困難であること	4月初旬～5月中旬	教育委員会 県立学校課 (076-444-3448)
			(国公立・自宅外通学) 月額23,000円			
			(私立・自宅通学) 月額30,000円			
	(私立・自宅外通学) 月額35,000円					
	(1～3年生) 月額18,000円					
	(4、5年生・専攻科) 月額44,000円					
高等専門学校生	専修学校生(専門課程)	大学生	月額44,000円	保護者等が富山県内に居住していること、学業成績が3.0以上であること、経済的理由により、修学が困難であること		
			(自宅通学) 月額45,000円	保護者等が富山県内に居住していること、学業成績が3.5以上であること、経済的理由により、修学が困難であること		
			(自宅外通学) 月額51,000円			
特別支援教育就学奨励費	特別支援学校に就学する児童・生徒	給付	実費を給付(項目によっては限度額有) ※世帯の所得の程度により、支給の割合(区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)が異なる。	特別支援学校に就学する者	4～5月	教育委員会 小中学校課 (076-444-3443)
富山県定時制・通信制課程修学奨励金	県立高校生(定・通)	貸与 (卒業した場合、返還免除)	月額14,000円	働きながら在学する、経済困難な者	4月初旬～6月上旬	教育委員会 県立学校課 (076-444-3448)
富山県定時制・通信制課程教科書及び学習書の無償給与	県立高校生(定・通)	給付	実費を給付	有職生徒	4月初旬～1月	教育委員会 県立学校課 (076-444-3448)
夜間給食費補助	県立高校生(定)	給付	1食あたり76.11円	有職生徒(授業料減免基準該当者に限る。)	入学後随時	教育委員会 保健体育課 (076-444-3444)